

延岡市災害ボランティア連携方針 (案)

令和7年3月

延岡市

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

延岡市災害ボランティア連携方針策定検討会議

目次

I	はじめに	1
II	災害ボランティア連携方針について	2
	1. 目的	
	2. 災害ボランティア活動	
	3. 災害ボランティアの分類	
III	本市における現状のボランティア対応について	3
	1. 災害ボランティアセンター（災害VC）について	
	2. 災害ボランティアセンター設置判断	
	3. 災害ボランティアセンターの運営体制	
	4. 災害ボランティアセンターで対応について	
	5. 災害ボランティアセンター未設置時の対応（小規模被災時）	
IV	現状の課題について	7
V	新たな災害ボランティア支援体制	9
	1. 延岡市災害ボランティア総合本部（災害ボランティア総合窓口）の機能	
	2. 災害ボランティア総合窓口の開設・運用基準について	
	3. 災害ボランティア総合窓口の開設の流れ	
	4. 災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）の業務内容について	
	5. テクニカルボランティア（専門的な技術を有するボランティア）への対応について	
VI	災害ボランティア支援・連携体制について	24
	1. 平常時における連携について	
	2. 災害時における連携について	
VII	今後の取組みについて	30
VIII	資料	31

I はじめに

近年、令和元年の東日本台風や令和6年の能登半島地震など、災害が激甚化や頻発化しています。また、南海トラフ地震など広域的な大規模災害の発生も懸念されています。

このような状況の下、災害時には、個人ボランティア、NPO、その他さまざまな団体が被災地に駆けつけ、国・地方公共団体では手の届かない、きめ細やかな被災者支援活動を展開しており、ボランティア活動への期待はますます高まっているとともに、被災地での自発的な助け合いの意識は市民に浸透しています。

本市では、令和4年台風14号における災害対応等に関する検証報告書（アクションプラン）を受け、令和6年度に本市における災害ボランティアの方々との連携の強化を図り、市民生活や地域全体の復興・復旧へのきめ細やかな支援を展開していくため、延岡市社会福祉協議会をはじめとする関係機関や団体等とともに、災害ボランティアに関する連携方針の策定に取り組んできました。

本連携方針は、本市でも発生が懸念されるさまざまな災害に対して、延岡市地域防災計画に基づき、災害ボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう連携していくために必要な事項を定めたものです。

本連携方針は被災者により沿った災害ボランティア活動を行っていくために、迅速且つ適切で効果的な対応を目指すことを目的に作成しましたが、状況の変化と今後の事例や経験等の情報に基づき、改訂の必要がある場合には、常に関係機関と適宜検討を重ね、一層の充実を図ってまいります。

Ⅱ 災害ボランティア連携方針について

1. 目的

本連携方針は、本市でも発生が懸念されるさまざまな災害に対して、延岡市地域防災計画に基づき、災害ボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう連携していくために必要な事項を定めたものです。

2 災害ボランティア活動

地震や水害、火山噴火などの災害発生時に被災された方々や被災地の復旧・復興のためにお手伝いを行うボランティア活動です。家屋の片付けや炊き出し等の直接的な復旧支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための交流機会づくりや被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応を中心とし、自己完結を基本とした活動を行います。

災害ボランティアについては、誰からも拘束、強要されず、自らの意思によって行われる活動であります。被災地の要請を尊重し、被災地の秩序を守るなど最低限のルールに基づく活動が基本となります。

○ボランティア活動の例

- ① 災害情報、安否情報、生活情報の収集と伝達
- ② 炊き出し、食料・水、生活用品の配布
- ③ 避難者の生活相談やその支援
- ④ 避難所の運営補助
- ⑤ その他、救援活動や片付け作業 等

3. 災害ボランティアの分類

災 害 ボ ラ ン テ ィ ア	一般ボランティア	専門知識・技術や経験を必要としない被災者支援活動を行う個人または団体・企業など。 (例)・避難所の手伝い ・被災地の屋内外の片づけ ・被災者の日常生活支援 等
	NPO・ ボランティア団体	専門性や得意な活動分野を有し、理念と目的をもって社会的課題の解決に継続的に取り組む組織。 (例)・重機の操縦、建築物の応急危険度判定等の専門知識・技術を有する者 ・医師、看護師などの資格者

Ⅲ 本市における現状のボランティア対応について

1 災害ボランティアセンター（災害VC）について

延岡市社会福祉協議会が中心となり、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるため、大規模災害の発生に伴って「災害ボランティアセンター」を設置します。

災害ボランティアセンターでは、被災者や避難所等から要請のあるニーズ（要望・困りごと）を把握するとともに、被災地支援のために市内・県内・全国各地から集結するボランティアの受入れを行い、ニーズに応じたボランティアを派遣するための需給調整を行うなど被災地支援の拠点となります。

《社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置運営に関わる理由》

▼地域を基礎に活動を展開

- ・日常的に住民と接している（地縁組織と顔の見える関係がある）
- ・センター閉所後は社会福祉協議会の本来的機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる（生活支援相談員による支援など）

▼地域福祉を推進する団体としての機能・事業

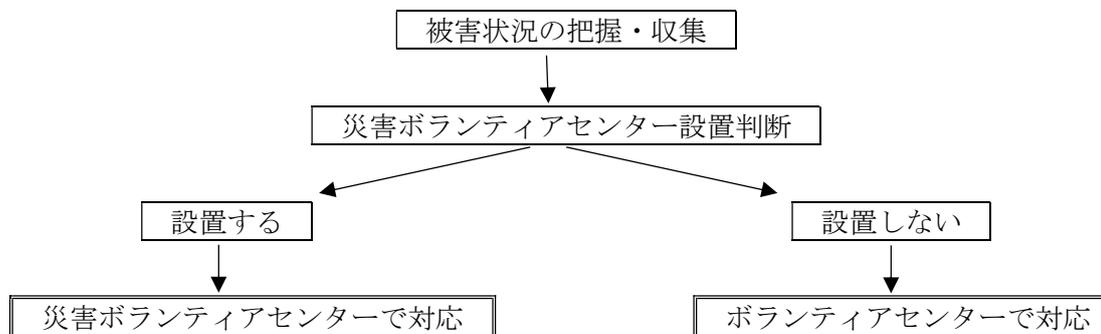
- ・平常時から「ボランティアセンター」機能を有している
- ・福祉の相談・サービス事業者として要支援者を把握している
- ・地域の生活課題の把握、解決機能を有している
- ・行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している
- ・民間としての機動力がある

▼全国的なネットワークを有する組織

- ・すべての自治体に存在する

2. 災害ボランティアセンター設置判断

災害が発生した際、市災害対策本部と延岡市社会福祉協議会は、被災状況などから災害ボランティアセンターの設置協議を行い、災害ボランティアセンターの設置を検討します。比較的、局所的な小規模の災害においては、災害ボランティアセンターを設置しないが通常のボランティアセンターとしてボランティア要望の受付・対応を行います。



※P 6. 災害ボランティアセンター未設置時の対応

3. 災害ボランティアセンターの運営体制

災害ボランティアの運営等の詳細については、「延岡市災害ボランティアセンターマニュアル（社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会）令和6年3月改訂版」に基づき行います。

【延岡市災害ボランティアセンター運営方針】

1 災害VCの使命について

災害VCの使命は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害VCは、あくまで緊急的生活復旧支援活動や補完的支援活動等として、地域住民が自主的に復旧・復興できない部分、行政が取り組むことのできない部分の復旧・復興支援を行う
- (2) 災害VCは、原則として、被災住民の衣食住が確保され、家族単位で一定の生活を営むことができる（仮設住宅の整備等）までの支援を行う
- (3) 復旧・復興の主役はあくまでも地域住民であり、災害VCは、地域住民の力を引き出すための自立支援を行う

2 災害VCの機能について

災害VCの機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者のボランティア・ニーズの把握
- (2) ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険手続き
- (3) ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
- (4) 被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関への情報提供、支援要請
- (5) その他、被災状況、時期により被災者支援に必要と認められるもの

3 ボランティアの派遣基準について

ボランティアの派遣にあたっては次の点に留意する。

- (1) ボランティアの安全が確保できること（雨天時のボランティアの派遣は行わない）
- (2) 行政が取り組むことのできない活動であること
- (3) 障がい者やひとり暮らし高齢者など、特に支援が必要な方を優先すること
- (4) 被災直後を除き、企業、商店への派遣は基本的に行わないこと

4 災害VCの閉鎖時期について

臨時的、応急的な災害VCであることを考慮し、当面の設置期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。設置期間の延長が必要な場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに関係機関と協議の上決定し、広報を行う。

5 災害VC運営にあたっての留意事項について

- (1) ボランティアの安全を確保するとともに、ボランティアの自主性や柔軟性、創意工夫を実際の支援に活かすこと
- (2) 様々な関係機関や個人の集合体であることを考慮し、意思疎通を十分に図り、各種情報の共有に努めること
- (3) 被災地情報、ボランティア募集等の情報発信にあたっては、混乱を来さないよう正確性を確保すること
- (4) この運営方針の内容に疑義が生じた場合は、スタッフ間で十分協議の上、必要に応じて災害VC本部長の判断により内容の変更を行うこと

4. 災害ボランティアセンターでの対応について

災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（特別な資格や専門知識を持たないボランティア）を中心に受け入れることから、活動が限定されるため、支援の幅が狭まり、被災地の多様なニーズには対応できていない状況であります。

○災害ボランティアセンターで対応可能なボランティアの例

- ・一般ボランティアが対応できる危険性がない作業
- ・住家に関する部分の作業
- ・災害ボランティアセンターの運営補助

例：住家の泥出し・片付け作業／住家の清掃・ゴミ搬出

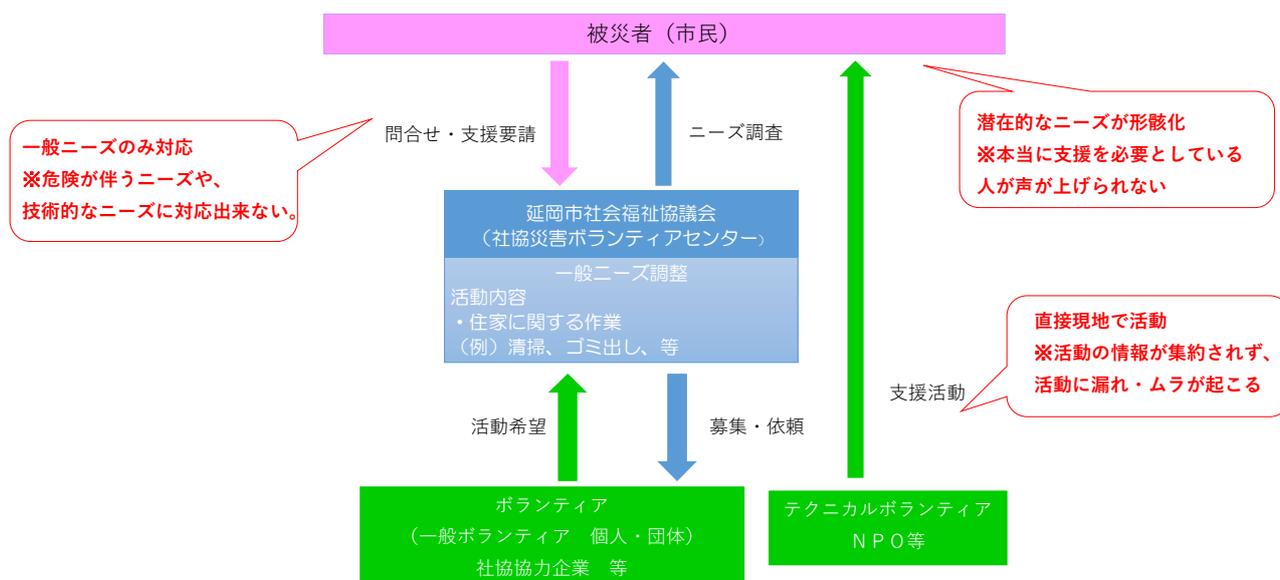
※あくまでも一例であり、ケースに応じて対応できる場合と出来ない場合があります。

○災害ボランティアセンターで対応不可のボランティアの例

- ・専門的技術を有するボランティア活動
- ・屋根に登ってブルーシート張りなどの作業など危険を有する作業
- ・住家以外への支援に関する事

例：炊き出し／物資支援／引越し支援／写真や遺留品の洗浄／話し相手（心のケア）／子ども・家族のサポート／買い物等家事の代行／避難所支援／ペットの世話／集いの場支援／情報提供・手続き支援 等

図1. 災害ボランティアセンター対応イメージ



5. 災害ボランティアセンター未設置時の対応（小規模被災時）

① 被害情報の把握・収集

(i) 延岡市災害対策本部からの情報（市が行う被害調査情報）を延岡市と延岡市社会福祉協議会とで情報共有（被害状況など）

(ii) 被害が発生した地域を中心に、自治会（区）、民生委員、地区社協から被害情報の聞き取り

② ボランティアニーズの把握

(i) 被害地域での現場確認を延岡市と社会福祉協議会とで行います。

(ii) 現場調査時にボランティア募集のチラシを配布し、ボランティア情報の発信を行います。

③ ボランティアの募集

(i) 延岡市社会福祉協議会でのボランティアの募集を開始します。

(ii) 延岡市、延岡市社会福祉協議会のホームページでボランティアの啓発を行います。

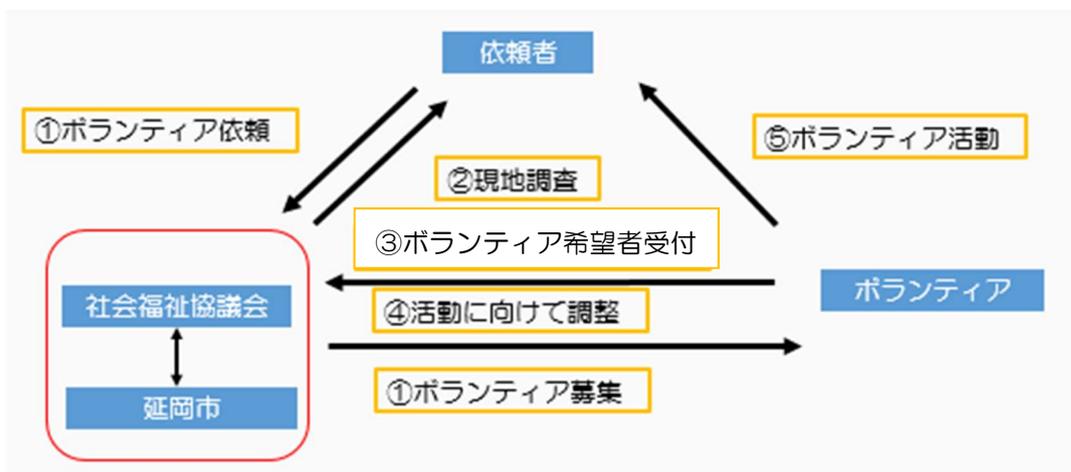
(iii) 登録ボランティア（団体・個人）への周知を行います。

④ ボランティア依頼の受付

・「延岡市災害ボランティアセンターマニュアル」（社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会）令和6年3月改訂版」に基づき、延岡市社会福祉協議会が窓口になり、ボランティアの受付を行います。

・その他、延岡市社会福祉協議会が対応出来ないニーズの場合は、災害ボランティアセンター設置時と同様に延岡市にて相談受付を行います。

図2. 社協ボランティアセンターでの対応の流れ



IV 現状の課題について

① 多様なニーズへの対応

市民からの要望・ニーズの窓口については、これまでの現状は「延岡市災害ボランティアセンター（延岡市社会福祉協議会）」が中心となっており、災害ボランティアセンターで対応できない要望・ニーズの相談があった場合には対応ができず、更には別の対応受付窓口となる繋ぎ先がない状況であり、被災者（市民）に寄り添った対応が十分にできていない状況です。

② 専門的なボランティアの方への対応

災害時における県内・県外からのテクニカルボランティア（技術を有するボランティア）・NPO等のボランティアの活動の調整窓口が明確になっておらず、受け入れ体制が整備されておらず、各自が直接現地で支援を行う状況になっており、各団体の活動状況の情報が集約されず、活動に漏れ・ムラが発生している状況です。

③ 本市での災害中間支援組織としての機能

宮崎県域では「特定非営利活動法人宮崎文化本舗」が災害中間支援組織の役割を担っており、本市での活動調整も期待されています。しかし、南海トラフ地震等の大規模な災害があった場合においては、本市での活動調整が難しい可能性もあります。そのため、本市において地元の核となる被災者支援コーディネーションを担う災害中間支援組織の役割が必要となってまいります。

④ ボランティア（支援者）への活動調整

災害の規模や平日などの曜日によっては、寄せられたニーズに対してボランティアの方の人数確保が難しいという状況がこれまでの本市の災害においても多く見られます。また、能登半島地震のような大規模な災害においては、被災地では災害の直後だけでなく、その後も復興に向けたボランティア活動が行われ、時間が経つにつれ、支援ニーズは変化していきます。被災直後だけでなく、長期間にわたる継続した支援が必要となることから継続的なボランティアの方への協力の呼びかけ等が必要になってまいります。

令和4年台風14号対応検証報告書 災害ボランティアに関する意見・課題

No.	意見・課題
①	市職員もボランティアセンターに張り付き、情報を共有する必要性を感じた。また、対策本部設置の時点で社会福祉協議会の職員も同席してもらい、情報共有を確実に行う必要がある。
②	ボランティアを必要としている地域の情報交換などが出来なかった。人が溢れている地域などもあり時間のロスが目立っていた。各団体がどの程度ボランティアを行っているかを情報共有しなかったことで対応に差が出た。
③	基本的には生活再建という観点から住家に対してのみ派遣。また、基本的には危険が伴う作業については社協では対応できない。 専門的なスキルで対応可能なボランティアを行った。生活を行うための最低限の復旧作業は行うべき。
④	屋根瓦の修繕や生活するための最低限の処置を断った際、どこなら対応できるかといった繋ぎ先が分からなかった。
⑤	ボランティアセンター開設前などに、関係団体で集まり対応方針を固めたい。平時からの連携と、今回の対応を踏まえたマニュアルの更新。

V 新たな災害ボランティア支援体制

1. 延岡市災害ボランティア総合本部（災害ボランティア総合窓口）の機能

市内で災害が発生した際には、災害ボランティアの活動を支援する総合窓口の役割を果たし、平常時においては、各関係機関との連携を図り、支援体制の強化を進めていくための組織となる「延岡市災害ボランティア総合本部」を新たに市に設置します。

延岡市災害ボランティア総合本部では、ボランティア活動者と被災者（市民）からのニーズを調整する役割として、延岡市災害対策本部・延岡市社会福祉協議会・ボランティアネットワーク等のボランティア団体が連携し、設置・運営されます。

また、延岡市災害ボランティアセンター（延岡市社会福祉協議会）の運用をより効果的にするとともに、現状の課題に対応するために、次の大きく9つの機能を果たします。

（1）相談窓口の明確化

- 本市の災害時における支援を求める被災者、市内外の支援者からの連絡窓口を明確にする統一された窓口としての機能。

（2）支援団体間の連携促進

- 支援団体間の連携の場を設け、延岡市、社会福祉協議会、NPO等のセクター間の連携を行う機能。

（3）情報の収集・発信の強化

- 市内の被災状況や消防・警察等の総合的な情報を収集し、被災者への支援活動を行う各関係機関へ情報提供する機能。

（4）多様なニーズの把握・支援内容の拡充

- 広く被災者（市民）からの要望・ニーズを拾い上げ、全体像を把握する機能。
- これまで延岡市災害ボランティアセンターでは対応できなかった要望への支援の拡充。

（5）災害ボランティアセンターの運営の強化

- 延岡市災害ボランティアセンター（延岡市社会福祉協議会）と連携した一般ボランティアの方々へのボランティア支援を強化する機能。

（6）テクニカルボランティアへの活動支援

- 災害中間支援組織と協力してテクニカルボランティア（技術を有する専門ボランティア）の方々やNPO等と連携したボランティア活動支援を行う機能。

(7) 被災地・被災者へのプッシュ的活動支援

- ニーズを抱えた被災者のもとへプッシュ的にボランティア支援を行う機能。

(8) 被災者支援の全体調整

- ニーズと支援の状況を確認し、課題を抽出し、支援者間と情報を共有し、協議を行い課題の解決をする機能。

(9) 平常時の連携体制の強化

- 連携間で平常時から顔の見える関係性の構築するための会議を設置し運営する役割。

図3. 延岡市災害ボランティア総合本部のイメージ



	開設時期	構成	相談・受付対象等	開設場所 (想定) ※災害時	機能・役割
(仮称) 延岡市総合災害ボランティア本部	常時	延岡市・社会福祉協議会・NPO等	被災者・支援者 アクトリズによるニーズ把握	市役所内会議室・スペース ※総合ボランティア窓口の開設	総合的なボランティア対応 災害時の連携拠としての役割 平時からの連携強化
災害ボランティアセンター	災害時	社会福祉協議会	一般ボランティア (個人)	延岡市社会福祉センター・北方、北浦、北川 (都道府県等と連携して候補地指定)	一般ボランティアを中心としたマシニング調整

○延岡市災害ボランティア総合本部の役割

平時の役割	災害時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・延岡市災害ボランティア総合本部連絡調整会議（平常時）の設置・実施 ・延岡市社会福祉協議会、県域災害中間支援組織（宮崎文化本舗）との連携（連絡調整、情報共有） ・市内、市外のボランティア団体との連携（連絡調整、情報共有） ・既連携協定締結団体との連絡調整、訓練（連携協定締結後の関係作り） ・企業、士業、団体、学校等との新たな連携に向けての検討（協定締結、役割分担） ・地域の災害訓練への参加、振り返り等の実施 ・庁内職員への意識啓発、研修（被災地への出向研修等の実施） ・ボランティア団体・NPO等への助成制度の検討 ・災害ボランティア総合本部設置訓練の実施 ・ボランティアの人数確保に向けた取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のボランティア支援の総合窓口の役割 ・ボランティア要望・ニーズの受付 ・市内外からのボランティア支援の受け入れ ・災害ボランティアセンター（社協）との連携、サポート ・災害ボランティアセンターで対応が出来ない技術系・専門的ボランティアに関する調整 ・情報の提供（関係機関、市内外へのボランティア支援に関する情報発信） ・関係機関との連携（情報共有会議、関係者会議の実施） ・ボランティア団体への活動助成（今後検討） ・その他ボランティア全般に関する調整（庁内部署間も含む）

2. 災害ボランティア総合窓口の開設・運用基準について

延岡市・延岡市社会福祉協議会は、下記の状況に該当するときは、延岡市災害ボランティア総合本部内の「災害ボランティア総合窓口」の開設について協議を行う。

※延岡市災害ボランティア総合本部は常時開設しているものであり、災害ボランティア総合窓口開設とは通常時の体制から災害時体制に切り替わるものです。（災害時モード切替）

【災害ボランティア総合窓口開設を協議する基準】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 延岡市災害ボランティアセンターが設置されたとき② 延岡市災害対策本部設置基準に基づき延岡市災害対策本部が設置されたとき③ その他、必要があると思われるとき |
|---|

3. 災害ボランティア総合窓口の開設の流れ

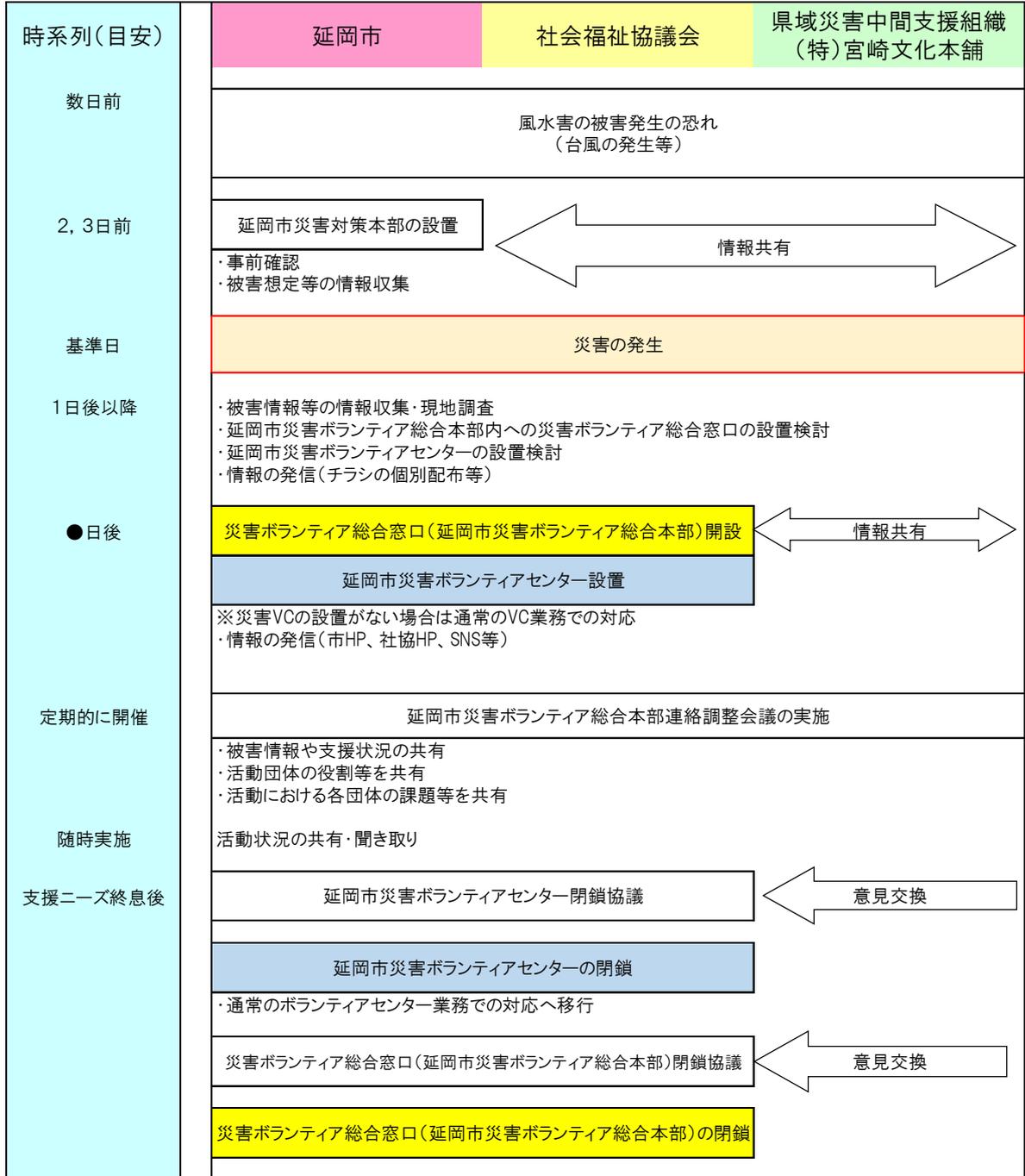
災害が発生した場合、下記の流れで、市は総合ボランティア受付窓口の開設を行う。

災害発生前	<p>※風水害の場合などあらかじめ被害発生のある恐れがある場合</p> <ul style="list-style-type: none">□市は、延岡市災害対策本部を設置する。□災害ボランティア対応の流れについての事前確認を行う。□災害対策本部での被害想定等の情報について情報収集を行い、市から社会福祉協議会等の関係機関へ情報共有を行う。
(24時間～72時間以内) 災害発生直後	<ul style="list-style-type: none">□事前登録のボランティア及び予備相談員への協力依頼の準備を行う。□市と社会福祉協議会とで被害情報等の情報収集・現地調査を行う。□市は社会福祉協議会と協議を行い、延岡市災害ボランティア総合本部災害ボランティア総合窓口及び災害ボランティアセンターの設置について検討する。窓口開設の必要性と体制（人員や設置場所等）を検討する。□協議の結果、開設が必要であると判断した場合は、開設に向けて準備を行う。（設置場所の検討、予備相談員等の人員の確保 等）□災害ボランティア総合窓口及び災害ボランティアセンターの開設状況についての情報発信を行う。 <p>※ホームページ（延岡市・社会福祉協議会）、フェイスブック・LINE（延岡市）で情報発信。</p>
72時間以内	<ul style="list-style-type: none">□災害ボランティア総合窓口及び災害ボランティアセンターを開設する。□災害ボランティア総合窓口及び災害ボランティアセンターを開設したことについての情報発信を行う。 <p>※ホームページ（延岡市・社会福祉協議会）、フェイスブック・LINE（延岡市）で情報発信。</p>

図3. 災害ボランティア総合窓口設置フロー

災害発生から窓口開設については、災害規模や被害状況等により、様々なケースが想定されるが、基本的な流れについて記載します。

災害発生日を基準日とした場合



4. 災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）の業務内容について

災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）は、災害発生時に被災地での支援活動を円滑に進めるための調整・支援を行う拠点です。

主に次のような役割を果たします

（1）被災者の困りごとに関する課題に向けた調整

- 被災者のニーズ・困りごとに対して広く受け止める窓口の役割を担います。
- 多様な支援ニーズに対して、延岡市・社会福祉協議会・NPO等で協力して課題解決を図ります。

（2）ボランティア要望・ニーズの受付について

- 相談窓口を明確にし、被災者支援の相談窓口を一本化するために、市役所内に相談窓口を設置します。
- 主に電話、FAX、メール、直接窓口にて相談を受け付ける体制とします。
- 一般ボランティアで対応できるボランティアについては、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）へ繋ぎ、対応を行います。
- 専門的な技術を有するボランティアの要望については、受付を行い、被災者が必要としている支援内容を把握し、それをボランティアに伝達します。

（3）ボランティア支援の受け入れについて

- 災害ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動に必要な登録や事前説明を行い、安全に活動できるようサポートします。
- 一般ボランティアの方については、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）へ繋ぎ、対応を行います。
- テクニカルボランティア（専門的な技術を有するボランティア）については、被災者が必要としている支援内容をボランティアに伝達します。
- 市外から駆けつけ活動するNPO等のボランティアに対して円滑に活動が行えることや、地域住民が安心して支援を受けれるように支援を行います。（他市での事例：市で作成したビラを活動時に配布、市の腕章を貸与）
- 専門的な支援については、庁内の関係部署と連携して課題解決に取り組みます。
- ウェブ上でのボランティア参加入力フォームを作成し、事前受付が出来るようにし、作業当日にスムーズにボランティアの方が活動できるようシステムの構築を行います。（災害ボランティアセンターと連携して取り組む）

(4) 情報の提供

- 被災地での活動に関する情報や安全対策、ボランティアへの注意事項を提供します。
- 他の支援団体や自治体、住民との連携情報を共有します。
- 支援が行われる地区に対して支援情報の提供を行います。(活動する団体の情報等)

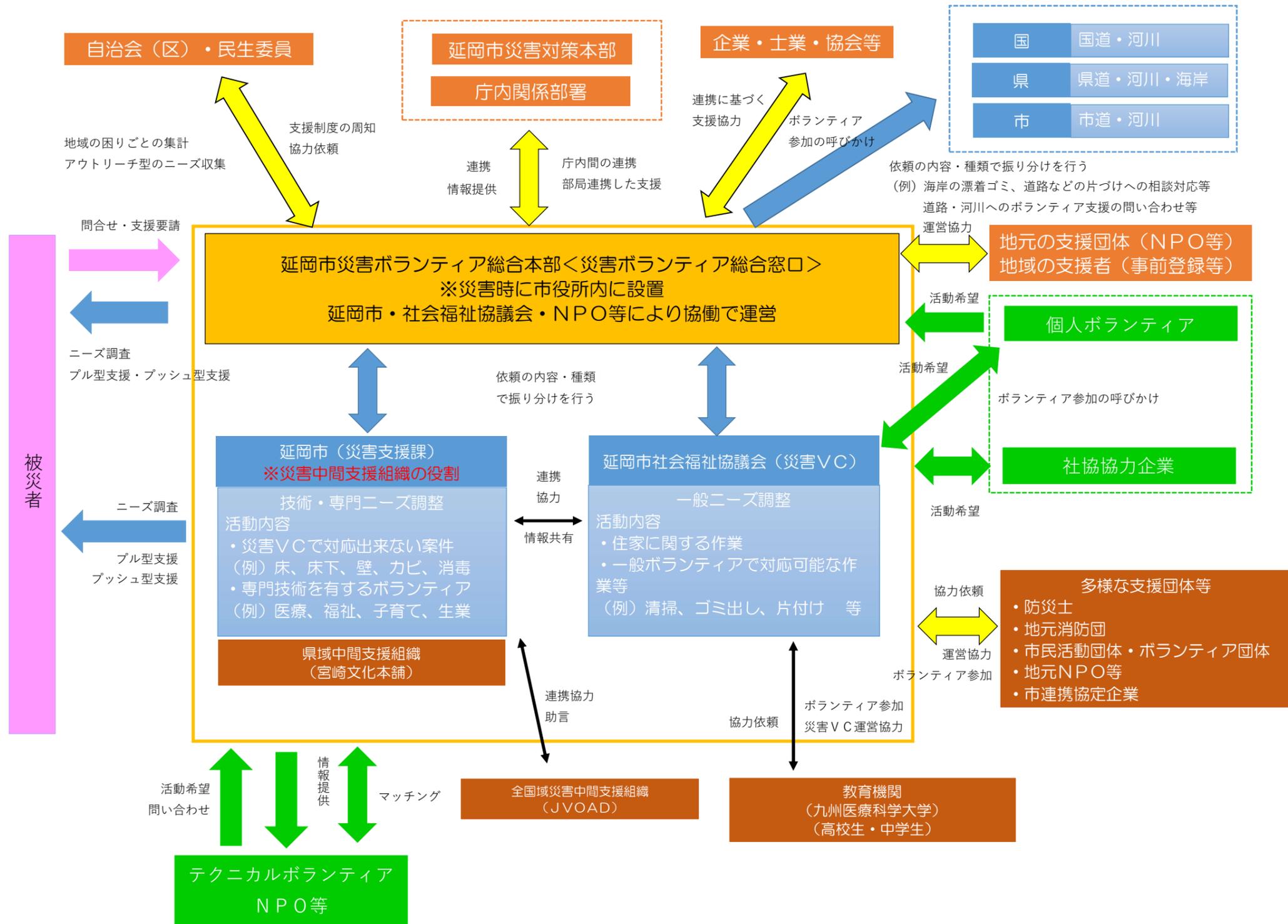
(5) 物資の調整

- 支援活動に必要な物資の管理・配布を行います。
- 必要に応じて企業や団体と連携し、物資の調達を行います。

(6) 他の機関との連携

- 自治体、社会福祉協議会、NPO・NGO、地域団体などと連携し、支援活動をスムーズに進める役割を担います。
- 被災地外からの支援団体との調整を行います。

図4. 災害ボランティア連携フロー図（災害時）



5. テクニカルボランティア（専門的な技術を有するボランティア）への対応について

（1）対応の窓口

専門的な技術を有するボランティアが支援の申し出や問い合わせを行う際は、市役所内に設ける災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）が受付窓口となり、被災者から寄せられるニーズと支援のマッチングを行い、活動への支援を行い、災害中間支援組織としての役割を担います。

（2）災害中間支援組織について

災害中間支援組織とは、災害時に被災者支援を行うNPOやボランティア団体の活動を支援・調整し、行政や社会福祉協議会などとの連携を促進する組織を指します。これにより、支援活動の「もれ」や「むら」を防ぎ、被災者への効果的な支援を実現する役割を担っています。

具体的な役割としては、以下の4点が挙げられます。

1. 支援関係者間の連携促進

NPO、ボランティア、行政、社協など多様な支援主体間の連携を促進します。

2. ニーズと支援の全体像の把握

被災者のニーズと提供される支援の全体像を把握し、適切なマッチングを図ります。

3. NPO等の活動支援

支援団体の活動をサポートし、必要な情報やリソースの提供を行います。

4. 課題解決に向けた調整

支援活動における課題を解決するための調整役を務めます。

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）が全国規模の災害中間支援組織として活動しており、宮崎県域では特定非営利活動法人宮崎文化本舗がその役割を担っていますが、南海トラフ地震等の大規模な災害があった場合においては、地域の災害中間支援組織においても本市での活動は難しい可能性もあります。そのため、本市において核となる災害中間支援組織の役割が必要ですが、現状はそういった組織としてすぐに活動ができる団体は現状ない状況となります。

そこで、本市において、新たに設置する延岡市災害ボランティア総合本部と連携し、行政が主体となって、関係機関の協力をいただきながら当面はその役割を担うこととします。将来的には、新たな組織・団体がその役割を担うことも想定しています。

(2) 本市が担う災害中間支援組織の役割

- ▶ 市内外からの支援者に対して窓口を明確にし、国・県等の関係機関や社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との調整を行います。
- ▶ NPO、テクニカルボランティアの方たちの連絡窓口となることで、多様な支援の情報収集・共有の役割を果たし、被災者に寄り添った漏れ・ムラの無い支援を実現することを目指します。

(3) 専門的な支援により対応する主な活動事例

専門性の高いニーズに対しては、その対応策について検討し、対応能力と経験を兼ね備えたNPO等の支援者等に対し、協力を打診していく必要があります。

○近年の災害時におけるボランティアの活動例（内閣府資料）

▶ 平成 28 年熊本地震における NPO 等の主な活動分野

- 避難所（運営、食事物資、ペット、生活環境、要配慮者、調査など）
- 指定外避難所（物資支援、生活環境改善など）
- 在宅・車中泊（状況調査、物資、炊き出し、健康予防、啓発など）
- 生活再建支援（片付け・清掃、重機支援、ブルーシートなど）
- 仮設（みなし）住宅（見守り、コミュニティ、住環境、家電など）
- 子ども支援
- 地域づくり・まちづくり（農業、地域活性化、住民合意形成など）
- ボランティアセンター支援
- その他（情報支援、制度・施策に関する普及など）

（出典：くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）、全国災害ボランティア団体ネットワーク（JVOAD））

▶ 東日本大震災時の東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）の活動分野

※被災者支援・復興支援のために全国の NPO・NGO 等の民間組織 700 団体（2011 年 12 月 6 日現在）が参加したネットワーク

泥出し・片付け	法律・総合相談	引っ越し支援
清掃・美化活動	理美容	雇用支援
物資支援	文化・芸術	産業支援
食事支援	ペット支援	VC 運営支援
捜索・安否確認	子ども支援	仮設運営支援
傾聴活動	女性・母子（父子）支援	避難所運営支援
心のケア	外国人支援	ボランティア支援
医療・健康	県外避難者支援	中間支援・情報発信
介護・福祉	住宅支援	助成・資金支援
		その他の支援

○多様な活動事例と主な支援者等

活動事例	主な支援者等
被災者の安全確保、被災者の避難・誘導	行政（市町村等）
家屋等の応急危険度診断	応急危険度判定士、建築士
家屋等の床板・壁などの剥がし 家屋等の修理・解体	建設関連団体、建設業者、解体業者等
道路（側溝・用水路含む）、橋、河川、公園、 学校などの行政が管理する施設の修復・復 旧 ※泥出しを含む	行政、建設業などの関連事業者等
災害廃棄物、がれき、土砂等の処理	行政、廃棄物処理業者等
ゴミ集積所の分別・処理場への搬出	行政、収集業者等
介護	介護福祉士等
食事等の提供	調理師等
入浴・足湯等の提供	自衛隊、NPO等
整体の提供	柔道整体師、あん摩マッサージ指圧師 針きゅう師等
散髪の提供	理容師、美容師等
災害時用配慮者への支援 （高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等）	社会福祉士、介護福祉士、保健師、外国語通 訳、点訳者、手話通訳者、要約筆記者等
保育の支援	保育士等
児童・生徒への学習支援	教師、塾講師、大学等
法律相談の支援	弁護士、司法書士、行政書士等

災害ボランティアセンター運営にかかる連携ガイドライン（岐阜県）参照

(4) 庁内関係部署・関係機関との調整について

専門性が高い活動に関しては、受入れの是非の判断について、庁内の所管部局や関係機関（国・県）との相談が必要な場合があります。

延岡市災害ボランティア総合本部と庁内関係部署・関係機関とで連携して、専門的なニーズに対して対応を行います。

多様な支援・ニーズにおける庁内関係部署・関係機関との調整を担います。

庁内で連携が必要な事項	担当部
り災証明に関すること	総務対策部総務班
避難所に関すること	厚生対策部厚生班
要配慮者に関すること	厚生対策部厚生班
災害救助法の適用に関すること	厚生対策部厚生班
被災者の健康調査に関すること	厚生対策部衛生班
感染症予防に関すること	厚生対策部衛生班
災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理に関すること	厚生対策部清掃班
農林作物・施設等の被害に関すること	経済対策部農林班
水産物・水産施設並びに漁港の被害に関すること	経済対策部水産班
商工・観光施設の被害に関すること	経済対策部商工観光班
土木施設の被害に関すること	土木対策部土木班
障害物除去に関すること	土木対策部土木班
仮設住宅に関すること	土木対策部建設班
上水道施設の被害に関すること	土木対策部水道班
下水道施設の被害に関すること	土木対策部下水道班
学校教育施設の被害に関すること	文教対策部学校教育班
社会教育施設の被害に関すること	文教対策部社会教育班
消防団・自主防災組織に関すること	消防対策部消防組織班

また、延岡市地域防災計画に基づき、以下の団体等の活動に対して協力が期待できるものとしています。

▼延岡市地域防災計画（民間団体への応援要請）

(1) 協力団体等

市長は、災害応急対策、又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、協力団体・民間団体等に対し協力を要請する。

団体名	活動内容	担当課
日赤アマチュア無線奉仕団	情報収集、通信	総合福祉課
延岡市赤十字奉仕団	救護、炊き出し等	総合福祉課
延岡市社会福祉協議会	ボランティアによる支援活動	経営政策課 市民協働係
延岡市ボランティア協会	ボランティアによる支援活動	経営政策課 市民協働係
延岡市区長連絡協議会	救護物資の配給、災害情報の収集・報告等	経営政策課 市民協働係
延岡市地域婦人連絡協議会	炊き出し応援	社会教育課
延岡市自主防災組織連絡協議会	炊き出し、救助等	消防警防課

(2) 協定の締結及び合意書の作成

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される団体等の担い手の確保・育成に係る取組の支援に努める。

協定・合意項目	所管課室	団体数
移動手段の確保に関する協定	危機管理課	1
応急危険度判定に関する協定	危機管理課	1
応急復旧作業の実施・協力に関する協定	危機管理課	5
解体・撤去の実施・協力に関する協定	消防本部 土木課 危機管理課	5
救急活動の実施・協力に関する協定、合意	消防本部	2
災害情報の提供に関する協定	危機管理課	1
仮設トイレ等資機材確保の協力に関する協定	危機管理課	8
地図製品等資機材確保の協力に関する協定	危機管理課	1

情報収集の実施・協力に関する協定	危機管理課	3
情報発信の協力に関する協定	危機管理課	3
生活再建の支援・協力に関する協定	危機管理課	1
廃棄物処理の実施・協力に関する協定	清掃工場	3
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	危機管理課	1
福祉用具等の供給・協力に関する協定	危機管理課	1
指定避難所として場所の提供に関する提供	危機管理課	2
避難場所等の提供に関する協定	危機管理課	2
福祉避難所の設置運営に関する協定	危機管理課	1 2
飲料水等救援物資の提供に関する協定	危機管理課	2
飲料水等の供給に関する協定	危機管理課	2
生活物資等の供給に関する協定	危機管理課	1 5
生活用水等の供給に関する協定	危機管理課	1
段ボール製品等の協力に関する協定	危機管理課	1
ペット飼養者の支援等に関する協定	危機管理課	1
ライフラインの確保・復旧に関する協定、覚書	危機管理課	6
厨房施設の提供に関する協定	危機管理課	3 3
物資の配送に関する協定	危機管理課	1 0

市町村間協定締結一覧

協定名	所管課室	時期
宮崎縣市町村防災相互応援協定	危機管理課	H08年08月29日
延岡市・佐伯市災害相互応援協定	危機管理課	H19年02月20日
佐伯市・竹田市・豊後大野市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町との災害時相互応援協定	危機管理課	H30年01月11日
福井県坂井市との災害時相互応援協定	危機管理課	H23年11月18日
福島県いわき市・秋田県由利本荘市との災害時相互応援協定	危機管理課	H25年01月30日
宮崎県消防相互応援協定	消防警防課	H18年07月20日
延岡市消防本部・佐伯市消防本部常備消防相互応援協定	消防警防課	H19年06月19日
東九州自動車道（延岡南日向間）における消防相互応援協定	消防警防課	H22年12月04日

図5. 災害時におけるフェーズ毎の各機関の対応想定

セクター	初動期	応急期	復旧・復興期
延岡市	災害対策本部会議設置・会議		
	被害調査(公共施設・住宅等)		
	応援要請		復旧・復興期
	道路啓開・緊急土木工事		
	災害情報発信		
	避難所開設・運営	避難所の環境整備	避難所の閉鎖
	要配慮者のケア		
	物資支援受け入れ		
	応急危険度判定実施		
	仮設住宅調査	仮設住宅建設	仮設住宅受付
延岡市災害ボランティア 総合本部 (災害ボランティア 総合窓口)	【災害ボランティア総合窓口開設準備】 被害状況把握・情報収集 スペース確保・要員確保	被災者への情報発信・ニーズ調査	
		テクニカルボランティア等の活動情報の収集	
		ボランティア団体等への情報提供	
		社会福祉協議会・県域災害中間支援組織との情報共有	
		各行政機関、庁内関係部署との情報共有(定期的な情報共有会議の実施)	
社会福祉協議会	【災害VC立上げ準備】 被害状況把握・情報収集 災害VC設置協議 資機材・運営費・要員確保	被災者への情報発信・ニーズ調査・支援活動	
		災害VC運営(ボランティア受け入れ・オリエンテーション・安全管理)	
		災害ボランティア募集・活動情報発信	
		ボランティア保険事務	
	延岡市との連絡調整・支援活動に関する協議		
	県社協・近隣社協との連絡調整 資機材・運営費・要員確保	近隣社協職員の応援(ブロック派遣)	
NPO・ ボランティア団体	災害NPO現地入り 現地拠点確保 情報収集 活動資金確保	被災者ニーズ・状況調査	
		避難所調査(炊き出し・医療・健康・介護・傾聴)	
		指定避難所以外の避難者支援(指定外避難所・在宅・車中泊)	
		災害支援センター・災害VC運営支援	
		要配慮者支援(高齢者、障がい者、子ども、乳幼児、外国人等)	
		専門の知識、技術、資機材が必要な支援(重機を使った土砂出し、ブルーシート張り等)	
		生活再建支援(片付け・清掃・法律相談)	
		物資支援	
		仮設住宅支援(引越し・見守り)	
		中間支援(活動情報収集・共有・発信・関係機関との連絡調整・ボランティア活動支援)	

多様な被災者支援主体による 連携体制の構築・強化の手引ー地方公共団体の方々へー 内閣府 令和4年4月 一部加筆修正

VI 災害ボランティア支援・連携体制について

1. 平常時における連携について

(1) 延岡市災害ボランティア総合本部連絡調整会議の設置

平常時から延岡市内外の災害ボランティアと関係者が信頼関係の構築と情報交換を行い、災害時の迅速な救援・支援活動につながる体制づくりを図るため、延岡市が主催する「延岡市災害ボランティア総合本部連絡調整会議」を設置します。

本会議は、市、社会福祉協議会、NPO・ボランティアグループ等とともに、延岡市災害ボランティア総合本部の運営に必要な事前協議等も行っています。

【活動・協議事項(例)】

- ・ 本市における災害時支援や防災関係について最新の動向を共有する。
- ・ 災害時における役割分担について協議する。
- ・ 災害ボランティア総合本部の設置運営に必要な資機材を平時から備蓄する方法や発災時の具体的な調達先、方法の確認
- ・ 災害中間支援組織とテクニカルボランティア（専門的な技術を有するボランティア）との連携方法
- ・ 連携方針に基づく関係機関の連携について
- ・ 災害ボランティア総合本部及び災害ボランティアセンターの周知や防災に関する広報啓発事業の企画実施について
- ・ 災害ボランティア総合本部及び災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施について
- ・ 災害ボランティア育成のための研修会の実施
- ・ 災害時応援協定の締結

【構成員】

延岡市、社会福祉協議会、特定非営利活動法人宮崎文化本舗（県域中間支援組織）、各種災害ボランティア関係団体で構成します。また、「延岡市災害ボランティア連携方針策定検討会議委員」にも必要に応じて協力を求めます。

- 延岡市
- 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
- 特定非営利活動法人宮崎文化本舗
- 県内ボランティア団体・NPO
- 地縁団体
- 関係機関・関係省庁（国、県） 等

(2) 人材の育成

① 災害対応訓練・研修の実施

災害ボランティア活動を円滑かつ速やかに実施することを目的として、関係機関と協力して災害対応訓練・研修を計画実施します。

また、毎年実施している災害ボランティアセンター設置運営訓練（延岡市社会福祉協議会・九州医療科学大学合同開催）とも協力して訓練を実施します。

ボランティア活動を希望する方や民間の方も参加できる研修の開催形式も検討します。

【活動(例)】

- ・ 総合ボランティア総合窓口、延岡市災害ボランティア総合本部（災害ボランティア総合窓口）設置運営訓練
- ・ 九州医療科学大学での災害ボランティアセンター設置運営訓練との連携した研修訓練の実施

② 市職員のさらなる研修の強化

全庁的に関係機関が実施する研修に積極的に参加するとともに、全国各地の被災地へ職員を派遣し、現地での被災者支援を通して得た経験を本市での災害支援に活かし、職員の対応の強化を図ります。

【活動(例)】

- ・ 被災自治体への派遣
- ・ 県外NPO等の支援団体のボランティア活動への活動参加
- ・ 被災者支援コーディネーター研修への参加（JVOAD等）

③ 予備相談員の拡大

災害時に災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）の運営のスタッフとして予備相談員の登録を進めます。

(3) 民間企業等との連携とさらなるパートナーシップの発掘

延岡市と災害に関する協定を結んでいる団体・企業と積極的に情報交換を行い、協定に基づき平時から連携して活動を行うとともに、協定内容についても随時見直しを行い、災害時に効果的に連携できるように取り組んでいきます。

また、平時時から災害ボランティア総合窓口、災害ボランティアセンターが設置されることを想定して、予想される課題等の情報収集につとめ、具体的な協力内容やその要請方法などについて事前協議・検討を進めるとともに、協力団体等との新たな協定締結についても検討します。

図6. 延岡市災害ボランティア総合本部における平常時の連携イメージ



参考

延岡市の組織体制の強化について

令和7年度組織改正（令和7年4月1日からの組織改正）

「危機管理部」の設置について

南海トラフ巨大地震や気候変動に伴い激甚化する自然災害なども見据えた更なる災害対応力の強化と、危機管理に関し現在複数の部・課にまたがっている業務をできる限り一元的にまとめ総合調整力の強化を図るため、「危機管理部」を新設します。

新体制	現在の体制
<p>《危機管理部》</p> <p>危機管理企画課 ┌─ 企画調整係</p> <p> └─ 災害対策係</p> <p>災害支援課 ┌─ 防災推進係</p> <p> └─ 避難支援係</p> <p>防災施設整備室</p> <p>※ 総務部危機管理課は廃止する。</p>	<p>《総務部》</p> <p>危機管理課 ┌─ 企画・整備係</p> <p> └─ 地域支援係</p>

2. 災害時における連携について

(1) 情報共有会議の開催

災害ボランティア活動を実施するための方向性を決定するとともに、災害ボランティア活動を実施する社会福祉協議会、NPO、NGO、ボランティア団体等との情報共有を行う場として開催します。

会議は、延岡市が主催し、延岡市災害ボランティア総合本部連絡調整会議（平常時）や協力団体・その他ボランティア団体で構成します。

被害状況等に応じて、必要な団体の参加を打診するとともに、被災地で災害ボランティア活動を実施している団体又は実施予定の団体についても参加できるオープンな場とします。また、必要に応じてコア会議や専門部会を置くこととします。

【活動・協議事項(例)】

- ・ 災害対策本部がとりまとめた被害情報等の情報共有
- ・ 構成団体及び協力団体等の支援活動の状況及び活動予定の集約・共有
- ・ 構成団体間及び協力団体、専門的な災害ボランティアとの連携方法
- ・ 災害ボランティア総合窓口・災害ボランティアセンター間の人的資源・資機材等の配分調整
- ・ 災害ボランティアに必要な物資の調達
- ・ 参加を打診する団体等
- ・ 行政サービスで対応すべき課題の整理、共有
- ・ 災害ボランティアに関して、対応すべき課題の整理、共有
- ・ 具体的な活動内容及び活動期間

(2) 災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）の協力運営

災害ボランティア総合窓口については、延岡市が主体となって設置するものであるが、運営については行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティアが協力して運営することを想定しています。

また、災害ボランティア総合窓口については、災害支援における情報を集約する役割も持つことから、各団体間の情報共有や状況を発信する役割も果たすこととなります。

(3) ニーズ調査の協同実施

ニーズ調査については、積極的にボランティアの方の支援を得ながら、被災者からの潜在的なニーズを拾うために、延岡市、社会福祉協議会、ボランティアで連携して行う。

○参考

防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府）



○ 支援希望者からの問い合わせ、情報発信

（行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携・協働）

災害が発生すると、各種支援団体や企業など外部から支援に入る意思を有する組織・団体が被災地の状況や支援ニーズについて事前調査を行います。事前調査は、自ら行う現地確認のほか、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体などに対して行われ、その結果に基づいて各団体で支援先や支援方法が検討されます。このため、被災地内の組織・団体には、自らが被災した状況であっても、外部支援者からの問い合わせや支援申し出等に対応し、また適切な外部支援が行われるよう被災地の状況を発信する「情報ハブ」としての役割が求められます。さまざまな外部からの支援の申し出に対するチャンネルを用意する上でも、行政・社協・NPO（特に地元で中間支援的な役割をする NPO）の三者が連携する場を確保し、外部支援者との窓口となる必要とされています。

防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府）

Ⅶ 今後の取組みについて

- (1) 市と社会福祉協議会との災害ボランティアセンターに関する協定を締結します。
 - 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結します。
 - 県内9市において、自治体と社会福祉協議会との協定締結については、延岡市を含む2市が未締結であり、他7市については既に締結済みとなります。

- (2) 市と中間支援組織（例：宮崎文化本舗等）と連携協定を締結します。
 - 平時及び災害時において、相互に連携・協力することにより、NPO等のボランティア団体による活動が円滑かつ効果的に行われるように協定を締結します。
 - 平時の連携・協力については、信頼関係を構築するための顔の見える関係づくり、各主体が行う研修、啓発への協力、災害後の災害ボランティア活動の検討と課題の共有、災害時に備えた取り決めの確認など定めます。
 - 災害時の連携・協力については、速やかかつ能動的な被災者全体の状況把握、情報の集約及び発信、自らの活動状況及び予定に関する情報の提供、発災直後からの避難所等における被災者への支援、一般ボランティアとNPO等のボランティア団体との総合調整など定めます。
 - 延岡市、宮崎文化本舗、社会福祉協議会との3者での協定も検討します。

- (3) 市と各団体とで新たな連携協定を締結します。
 - 災害が発生した際の敷地提供や、災害復旧に使用するための重機の提供等について事前の取り決めを行うことで円滑な災害支援ができるよう定めます。

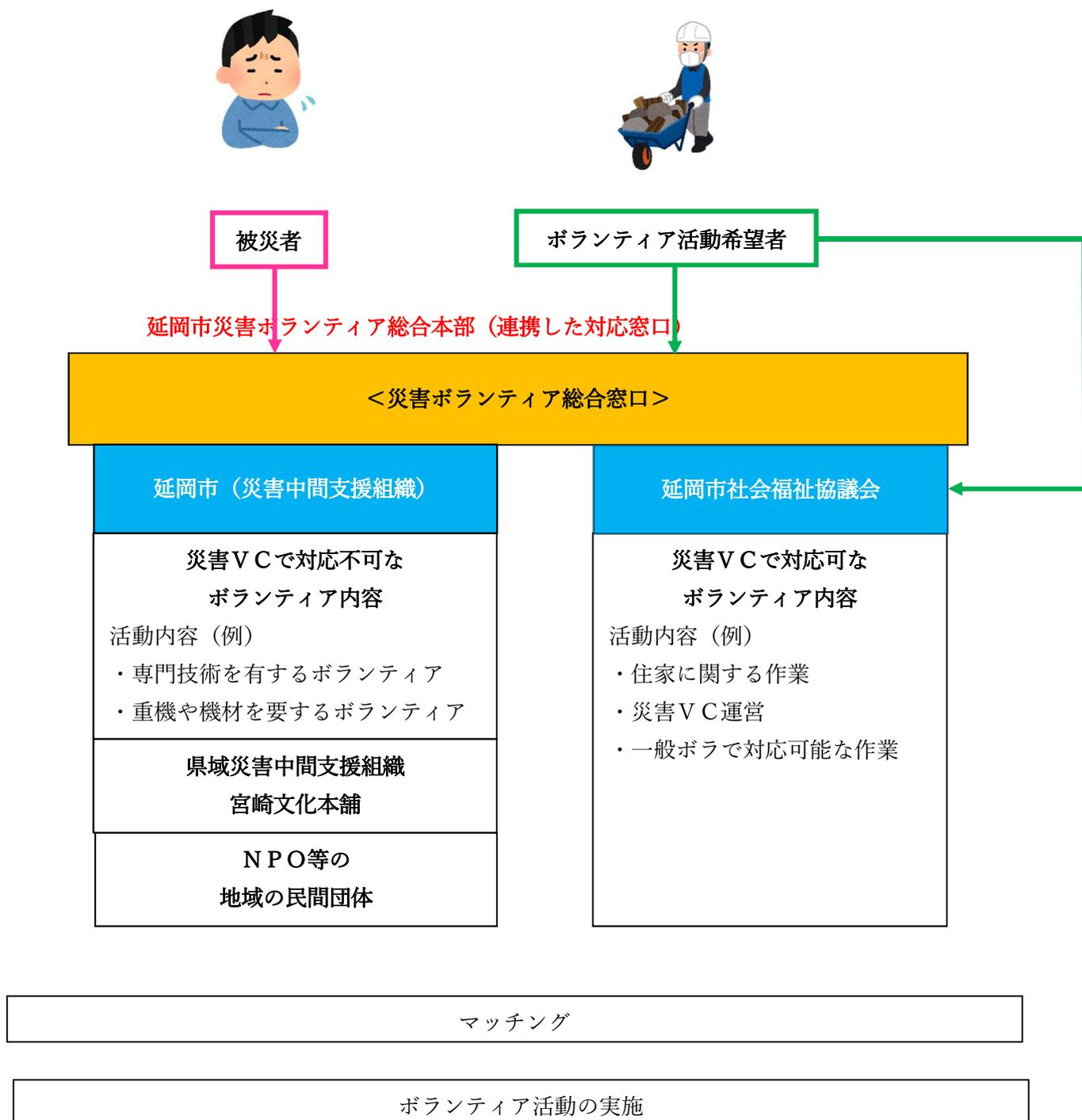
- (4) 平時に顔の見える繋がりを持つために情報共有の会議を定期的を開催します。
 - 各関係機関で広域的に連携を深めるために情報共有の場を設けます。

- (5) 連携体での訓練を実施します。
 - 災害時に向けて実践的な訓練を実施します。

- (6) 災害支援に関わる人材の確保について。
 - 災害中間支援組織としての機能を果たすために、市職員のさらなる研修の強化を行います。
 - 災害支援コーディネーションを持った人材を育成するために、研修を計画します。

Ⅶ 資料

図 7. ボランティアの対応フロー



災害ボランティアに関する相談窓口一覧（表示例）

1. 被災者の方の相談窓口（支援を受けたい方）

災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）

TEL：〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇

2. ボランティアの方の受付窓口（現地で活動したい方）

①一般ボランティアの受付窓口（個人の方）

延岡市社会福祉協議会

TEL：〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇

②その他のボランティア・専門支援の受付窓口（医療・福祉・技術支援・NPOなど）

災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）

TEL：〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇

3. その他（災害ボランティアに関すること全般）

災害ボランティア総合窓口（延岡市災害ボランティア総合本部）

TEL：〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇

参考（内容・必要性を検討の上使用）

年 月 日

住民の皆さんへ

延岡市災害ボランティア総合本部

延岡市災害ボランティア総合窓口設置のお知らせ

このたび、〇〇災害における復旧活動・復興支援活動を行うボランティア受入れを行うため、延岡市・延岡市社会福祉協議会・ボランティア団体等による総合窓口を以下の通り設置いたしました。

当窓口では、ボランティア派遣要請の受付、ボランティアの受付を行います。

ボランティアの派遣要請や各種相談の窓口としてご活用いただければと思います。

災害ボランティア総合窓口（各種問合せ、ボランティア依頼）

設置場所：延岡市役所〇〇〇 延岡市東本小路2番地1

お問合せ：電話番号 〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇

メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

QR
コード

延岡市災害ボランティア総合本部

[住 所]延岡市東本小路2番地1

[電 話]〇〇-〇〇〇〇

[F A X] 〇〇-〇〇〇〇

[メ ー ル] 〇〇-〇〇〇〇

参考（内容・必要性を検討の上使用）

災害ボランティアを募集しています！

延岡市災害ボランティア総合本部では、災害ボランティアを募集しています。
被災者のみなさんが、あなたの支援をお待ちしております。

1. 作業内容

泥出し、片付け、ゴミ出し、などなど

2. 活動エリア

〇〇地区、〇〇地区

3. 装備・準備品

- ・動きやすく汚れても良い恰好
- ・安全靴または吹き抜き防止インソールの着用を推奨
- ・軍手
- ・怪我防止のため長袖
- ・飲み物、昼食

4. ボランティアに来てくださる皆さんへ

- ・事前登録、受付をお勧めしています。
以下まであらかじめご連絡いただくと、当日スムーズに活動いただけます。
(以下のQRコードからもご登録いただけます)
※派遣の要請の状況により、活動がない場合もあります。
- ・報酬、交通費、昼食などの支給はありません。

5. 申し込み問合せ先

○一般の方

延岡市社会福祉協議会

お問合せ：電話番号 〇〇-〇〇〇〇

QR
コード

○ボランティア団体・NPO・専門的な技術を有するボランティアの方

(その他各種問い合わせ等ある場合)

災害ボランティア総合窓口

お問合せ：電話番号 〇〇-〇〇〇〇

QR
コード

参考文献

1. 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック ～三者連携を目指して～ 平成30年4月 内閣府
2. 多様な被災者支援主体による連携体制の構築・強化の手引き ー地方公共団体の方々へー 令和4年4月 内閣府
3. 災害ボランティアセンター運営にかかる連携ガイドライン 平成31年4月 岐阜県健康福祉部地域福祉課
4. 災害時等における市町村とNPO等のボランティア団体との連携ガイドライン 平成29年6月 熊本県健康福祉政策課
5. 「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置マニュアル 平成31年3月 岐阜県健康福祉部地域福祉課
6. 横浜市災害ボランティア支援センター（市災ボラ支援センター）設置・運営マニュアル 令和3年6月 横浜市・（福）横浜市社会福祉協議会・横浜災害ボランティアネットワーク会議
7. 宮崎市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル 令和3年度改訂版 宮崎市
8. 延岡市災害ボランティアセンターマニュアル 令和6年3月改訂版 社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
9. 被災者支援コーディネーションガイドライン 令和4年3月 JVOAD